

令和2年(ワ)第83196号

決 定

被告人 相嶋 静 夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年8月31日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、同年9月16日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める被告会社の業務に関し、いずれも同社の幹部である共犯者2名と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を①中国及び②韓国に輸出したというものである。

本件事案の性質・内容や、弁護人から提出された予定主張記載書面及び証拠意見によれば、①本件噴霧乾燥器の政省令該当性、②被告人らの故意及び共謀の有無が争点になると見込まれるところ、主に②の点についての立証構造、見込まれる証人と被告人らの関係等に照らすと、被告人が、罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人の健康状態等についての所論を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理なものではない。

よって、本件準抗告には理由がないから、刑訴法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年9月16日

東京地方裁判所刑事第8部

裁判長裁判官

蛭 田 円 香



裁判官

島 尻 大 志



裁判官

佐 藤 みなと



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

前 田 明 美

